

# 2023年度 福祉助成金

■ 活動助成 ■

## 応募要項

〈 助成金額 〉

1件あたり **20万円~300万円**

※助成金額は選考委員会で計画等提出資料を審査、精査のうえ、決定します。

〈 募集期間・応募方法 〉

**2022年9月1日[木]9時~10月31日[月]17時**

※WEB申請のみ

申請は当財団ホームページからのみ受け付けております。

以下、財団ホームページへアクセスのうえ、申請フォームよりご応募ください。

<https://www.hashimotozaidan.or.jp/scholarship/>

〈 助成の趣旨 〉

集団社会的要素の強い日本では、障害や疾病、失業、外国人や性的マイノリティであることなど、何らかのきっかけで社会の制度やシステムから外れ困難な状態に陥ってしまう人々が多く存在します。私たちは、誰ひとりとして排除されることなく、望む場所で共に生きる共生社会の実現を心から願っています。そして、それを叶えるためには、多様な人々が生きる社会への関心と寛容、持続的な経済発展が必要であり、人口減少・少子高齢化が進む日本においては外国人(移民)の積極的な受け入れが有効な手段のひとつだと考えています。文化や考え方の違う外国人(移民)の受け入れは、経済的な効果だけでなく、多様性の高まりに繋がり、しなやかで強い社会となることが期待できます。この趣旨に賛同し、これを叶えるために明確な目的と計画のもと、強い意志を持って継続的に事業・活動を行う皆さんの応募をお待ちしております。

 公益財団法人 **橋本財団**



## 1 特別枠1「外国人への支援活動」 2「相談支援・ソーシャルワーク活動」

### 特別枠1「岡山に住む外国人への支援活動」

人口減少社会を迎えたいま、経済成長や社会保障制度の維持のためには、外国人の定住者（移民）を増やすことが重要な課題のひとつとなってきます。また、外国人の受け入れは社会の多様性を醸成し、様々なマイノリティへの寛容、社会の活性化につながることも期待できます。当財団ではこういった考えのもと、外国から来た人々を単なる「労働者」ではなく「隣人」として迎え入れるための整備が必要と考えています。今回の特別助成を通し、岡山が外国人にとって暮らしやすい場所となるような支援・活動が広がることを期待しています。

- ▶ 支援対象者／岡山に住む外国人
- ▶ 対象となる活動／上記の方への日本語支援（教室・通訳）や地域との交流など、様々な生活支援活動
- ▶ 対象となる活動主体／一般助成と同様
- ▶ 対象となる経費／一般助成と同様

### 特別枠2「相談支援・ソーシャルワーク活動」

制度の狭間からこぼれ落ちていく人々への支援には、積極的な関わりや直接的な個別相談などきめ細かな対応が必要です。しかし、日本ではまだこういったソーシャルワーク的な業務が重要視されていないとはいえません。今回の特別助成を通し、相談支援により困難な状況にある方を支援につなげていくこと、その困りごとを生み出している社会構造そのものへの働きかけに広がっていくことを期待しています。

- ▶ 支援対象者／何らかの支援が必要である方
- ▶ 対象となる活動／上記の方へのカウンセリング・個別相談・アウトリーチ等の活動
- ▶ 対象となる活動主体／下記に示す要素を満たす団体。法人格の有無・種類は問いません。

カウンセリング的な相談支援 (悩みを聞き、不安を取り除く)	ソーシャルワーク的な相談支援 (適切な情報をもって、次のステップへつなげる)
①スキル習得のための研修体制が整っている ②多くの相談を受けている(実績)	①スキル習得のための研修体制が整っている ②多くの相談を受けている(実績) ③支援団体や専門家とのつながりがある ④公的制度等の社会資源に関する知識や情報を持っている

- ▶ 対象となる経費／主には上記の活動を維持するために必要な事務局費用、相談業務への謝金、研修費、周知のための費用等。(原則は、一般助成と同様)

※そのほか、ソーシャルワークを広めるための活動、ネットワークづくり等も対象とします。  
詳しくは、事務局までお問い合わせください。

## 2 一般枠「(公的支援の枠外での)社会福祉活動」

### ▶対象となる事業・活動

何らかの困難があっても地域で豊かに暮らせるように地域共生社会の実現を目指すための事業・活動で、その成果が公益のために貢献するもの、かつ公的支援の枠外の事業や活動であること。具体的には、以下の「支援対象者」に対して「対象事業・活動」を行うものを助成対象とします。(※1団体につき1件の申請に限ります。)

<div style="text-align: center;">支援 対象者</div> 何らかの困難を抱える方たち	<div style="text-align: center;">対象 事業・活動</div> 公的支援の枠外で行っている以下のような事業・活動
障害者・障害児とその家族 療養者・療養児とその家族 生活困窮者 刑余者 社会的養護下の子ども 引きこもり状態にある人 不登校児童生徒 DV、虐待被害者 孤立世帯 その他、何らかの困難を抱える方	<b>緊急保護・一時保護に関する事業・活動</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 民間シェルター運営</li> <li>● 見守り事業・活動</li> <li>● 生活支援</li> <li>● その他</li> </ul> <b>自立支援に関する事業・活動</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会参加・就労支援</li> <li>● 学習支援</li> <li>● 住まいの確保</li> <li>● 成年後見制度の普及・促進</li> <li>● その他</li> </ul> <b>地域共生に関する事業・活動</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ネットワークづくり</li> <li>● コミュニティの創造、維持</li> <li>● その他</li> </ul> <b>豊かな暮らしを支援するための事業・活動</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● スポーツ、芸術文化の振興</li> <li>● その他</li> </ul>

### ▶対象となる事業・活動主体について

対象となる事業・活動の主体は個人でも団体でも結構です。団体の場合は法人格の有無・種類は問いません。新規立ち上げ事業・活動についても対象となります。また、他団体との連携などにより広がりや期待できる事業・活動や団体の財源確保につながるような事業・活動は特に歓迎します。

以下、特別枠・一般枠 共通の事項です。

※対象とならない活動・事業について

- ・(医療保険・介護保険・障害者福祉サービスなど)公的支援の枠組みにある事業・活動
- ・営利を目的とする事業・活動
- ・自分たちの楽しみを目的とする趣味の集まりや活動
- ・企画や運営の主要な部分を外部に委託した事業・活動
- ・岡山県外での活動

## ■ 対象となる事業実施期間

2023年4月1日～2024年3月31日

▶ 助成対象となる経費

対象となるもの	事業・活動を行うために必要な以下の費用
備品消耗品費	機材や備品等の購入費
印刷製本費	ポスター・パンフレット等のコピー・印刷代など
臨時雇用費	事業を実施するために直接必要なアルバイト等の経費(個人に対する支払い)
諸謝金	講師や通訳など外部の専門家に対する謝金(個人に対する支払い)
委託費	調査研究等を他に委託する費用(法人に対する支払い)
旅費交通費	出張旅費や交通費など
通信運搬費	郵送料、宅配便代など
会議費	会場借用料、会場設営費用、委員会や各種会議での茶菓子代など
広告宣伝費	事業実施の開催告知などを、新聞・雑誌・WEB等で広告するための費用
施設改修費	施設の改修等の費用
事業管理費	事務局人件費・家賃・諸経費
雑費	少額かつ上記経費項目に含めることができない諸経費

※以下は助成対象となりません。

- ・借入金の返済費用
- ・会食、慰労会等の費用
- ・その他、申請の事業・活動と直接関係のない費用

## ■ 選考方法及び発表方法

選考は選考委員会によって行い、2023年3月以降に採否を決定します。選考にあたっては、必要に応じ追加資料の提出、ヒアリングや選考委員会への出席、プレゼンテーションをお願いする場合があります。助成決定先の発表は、当財団のホームページに掲載を予定しております。助成先名、助成案件及び助成金額を公表しますので、この点をご了解の上、お申し込み下さい。

## ■ 助成取消について

- ① 以下に該当する場合は助成取消として返金を求める場合があります。
  - ・助成金が助成を決定した事業以外に使用された場合
  - ・申請内容に虚偽があることが判明した場合
  - ・長期間にわたり連絡が取れず活動状況が確認できない場合
  - ・助成期間終了後、半年を過ぎて有効な報告書の提出が無い場合
- ② その他事務局により助成取消が相応しいと判断した場合

## ■ その他注意事項

- ① 反社会的勢力及び反社会的勢力と関係すると認められる個人、団体からの応募は受け付けておりません。
- ② 事業実施期間内に助成金を使用できなかった場合は、残金を返金していただきます。
- ③ 物品等の購入や設備工事について、事業案件自体の変質に繋がる助成決定後の内容変更は、認めておりません。
- ④ 助成決定団体については、当財団主催の報告会等への参加をお願いする場合があります。
- ⑤ 申込書等に記載されている個人情報、本事業の選考に関わる業務にのみ使用し、それ以外には使用致しません。
- ⑥ 応募に際して提出いただいた書類は返却できません。
- ⑦ 選考結果に関わるお問い合わせには、応じられません。



英文名: Hashimoto Foundation Inc.

代表者 理事長 / 橋本俊明 設立 / 2017年4月3日

〒700-0903 岡山県岡山市北区幸町8-20 AQUAテラス幸町10F

TEL.086-242-0500(2022年 8月30日まで)

086-201-7157(2022年 9月 1日以降)

助成金に関する詳細及び応募については、橋本財団ホームページにてご確認ください。

<https://www.hashimotozaidan.or.jp/>